

意見の概要及び意見に対する市の考え方（考慮した結果及びその理由）

No	意見の概要	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
1	<p>P17 認知症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オレンジカフェや週一通いの場づくりなどの提案は良いと思うが、現状に問題点はないのか。運営は成功していると考えているのか。日田市の計画と現状把握はずれていると感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期計画（案）は、第7期計画の取組における現状や課題を整理したものを、策定委員会へ報告し、取組を振り返りながら策定しています。</li> <li>・市における認知症に係る取組は、推進・強化していますが、課題としては、認知症に対する市民への周知や介護者等の介護負担の増加、認知症本人が地域で暮らし続けることができるための地域づくりに加え、今後は若年性認知症者やその家族への支援が必要と考えています。</li> <li>・引き続き、認知症本人や介護者、市民の声や地域の実情を確認しながら、認知症対策に取り組んでいきます。</li> </ul>
2	<p>P21 介護予防普及啓発事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育を実施すると書いてあるが、具体的な年間実施回数などの目標を立て、実施してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期計画（案）のP57のとおり、令和3年度から令和5年度の単年度ごとの目標値を設定し、進行管理をしていく予定です。</li> </ul>
3	<p>P15 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P35に夜間訪問未整備とあるとおり、日田市では未だ夜間訪問サービスはありません。深化とするならば、具体的に計画案に盛り込むことを希望します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P35の夜間対応型訪問介護は、介護サービス事業の一つで、現在日田市に事業所はありません。現在は他の介護サービスで対応できているため計画に整備数は記載していませんが、今後、利用者のニーズや事業者の意向を踏まえながら検討していきます。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児童）・高齢者・保育は、24時間、特に夜間対応について、日田市では具体的にどのように進めるのかを知りたい。P35では事業所が個別に対応していくとあるが、それは民間主導によるものでしょうか。民間主導の場合、必要だとわかっているにもかかわらず、人材不足や賃金の問題で簡単に取り組めないと思います。その場合、日田市の支援などはどのように計画しているのでしょうか。夜間対応することで、働く世代が仕事を辞めずに両立できる事例もできると思います。</li> </ul>	<p>同上。</p>

5	<p><b>P36 人材育成及び確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職員を増やす重要性は理解できるが、そのための研修内容が適切なのでしょうか。技術だけでなく、マナーやモラルなどのケアの質の向上についても研修が必要です。研修内容についてはどのような計画になっているのか。施設の充実と人材・設備投資について</li> <li>・団塊の世代の高齢化に伴う施設の充実は良いと思います。しかし、人口そのものが減少している地方では、人材確保は簡単に解決できない課題です。ただ求人募集をしても人員は増えません。他の部署との連携（例えば、移住・定住など）はどのように計画されているのでしょうか。また、ICTやAIの活用で、介助そのものを人が担うのではなく、AIが担うというシステムについては、今後、どのような方針・計画があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法では、虐待防止や認知症対応の研修が義務付けられており、各事業所において、ケアの質の向上につながるよう様々な研修を行っています。</li> <li>人材確保については、関係機関（就職フェアや移住定住ガイド等）と連携しており、今後も引き続き取り組んでいきます。</li> <li>介護現場で多く行われている会議等で ICT を活用したり、文書の簡素化で介護職員の負担軽減につながるよう国と連携し（制度の周知や補助金の活用等）支援します。</li> <li>介護現場における AI の活用は、現段階で計画にはありませんが、国の動向等を注視して検討していきます。</li> </ul>
6	<p><b>P38</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者台帳の整備に取り組んでいる。とあるが、具体的な自治会数や年度目標を明示し、PDCA サイクルでの取り組みを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者台帳は、高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方が、本人等の同意により台帳に登録され、災害時に活用する取組です。このため、自治会数や登録者数は随時、市で把握していますが、年度ごとの目標設定はしていません。しかし、台帳の整備や運用上の課題などについては、今後も検証していく必要がありますので、PDCA に沿いながら、体制の整備に努めていきます。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の福祉避難所開設について、具体的にはどのように進めるのか。日田市では、短期間で、何度も災害に遭っています。民生委員や自治会長と協力すると計画にありますが、すでに自主防災組織などで取り組んでいるところが多いと思います。協定の締結についても、これまでとはどのように違う締結を行うのか。また、なぜ、福祉避難所はすぐに開設されないのか。必要に応じてではなく、必ず開設する計画を立てるべきだと思います。計画のための計画だと感じます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活が長期化すると予測される場合は、指定避難所に避難してきた方の中で、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児など、福祉避難所の対象となる方がいる場合、協定施設の被災状況や受入可能人数を確認し、市が施設へ開設要請を行います。そして、市が要配慮者のトリアージを行う中で、医療面や介護面の対応が必要な場合には、緊急入院・入所となり、何らかの配慮を行えば避難生活ができる場合は、指定避難所内で福祉避難スペースを確保することで避難所生活の継続となります。それ以外の方につきましては、福祉避難所へ移動していただくこととなります。</li> <li>また、令和 2 年 9 月の台風 10 号接近の際には、指定避難所開設と同時に福祉避難所協定施設へ開設要請を行っていますが、今後、国の方でも頻発する災害に対しまして、ガイドラインの改定が行われるとも聞いています。その内容を踏まえて福祉避難所開設・運営要領（マニュアル）の改定も進めていきます。</li> </ul>